「湖風」講座（第１回）

１．　外部評価調査

　ナルクの活動の一つに、外部評価調査「地域密着型サービス評価」があります。その概略を説明します。

２．地域密着型サービス評価

介護保険法で、地域密着型サービスと呼ばれる事業所があります。

　① 小規模多機能型居宅介護事業所

　② 認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）

に分かれます。これらの事業所には、年 1 回以上「地域密着型サービス評価」実施するように義務付けられています。

2001 年より事業所が自己評価を､2002 年より外部評価制度が実施されました。

自己評価は、管理者や職員が、いろんな角度から自らの業務やその成果を評価する制度です。評価項目は 54 項目以上あり、実践状況を評価するものです。

外部評価は、第三者である外部評価調査員が行う制度です。調査員は、自己評価の内容や、事業所から提出された資料に加え、利用者アンケートの結果を把握し、事業所を訪問（1 日以上）します。

そこで、事業所に備付の資料や利用者の状況を調査します。また、管理者や職員と面談し、実践状況を聞き取りし報告書にまとめます。報告書は、自己評価項目の中の 20 項目について実践状況をまとめます。

事業者はその結果を参考にして、目標達成計画を作ります。それらの資料をまとめて、該当する自治体に報告します。さらに、利用者やその家族、地域へ開示し、インターネットを通じて公開もします。

調査は、事業者が自己評価することにより改善に向けた取組をしている様子や、ご家族からの評価機関（ナルク）に直接送られてくアンケート等を参考にしながら、公正な第三者の目で、事業所の運営状況や、利用者の様子をまとめ、さらに、次のスッテップに向けて期待したい内容もまとめます。

外部評価は、利用者や、ご家族の、安全、安心、満足、心地よさ、快適さの向上を図り、さらにより良いサービスを提供するための方策を、事業所の皆さんと一緒に考えているもので、点数化、序列化する目的で、行っているものではありません。従いまして、調査員は、監査や指導をする立場ではありません。

（友田）

つづく